

平成30年度 第3回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

- 1 審議会名 スポーツ推進審議会.....
- 2 日 時 平成30年11月28日(水) 午後7時から午後9時00分まで...
- 3 会 場 安曇野市役所 401会議室.....
- 4 出席者 赤羽高明会長、加々美委員、布山委員、臼井委員、古澤委員、小林いず子委員、小林可奈子委員、古川委員、西村委員、坂楨委員、藤森委員、千國委員、赤羽委員
- 5 欠席者 内川委員、湯本委員
- 6 市側出席者(事務局) 橋渡教育長、西村部長、臼井課長、布山係長、塩原係長、土屋副主幹、小林主査
- 7 公開・非公開の別 公開.....
- 8 傍聴人 0人 記者 0人.....

協 議 事 項 等

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 答申
安曇野市体育施設等の使用料の改正について
- 4 議題
(1) 新総合体育館の管理運営形態について
(2) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し
- 5 閉会

【会議録】

- 1 開会
部 長 こんにちは。皆様大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。それでは、時間になりましたので、平成30年度第3回安曇野市スポーツ推進審議会を始めさせていただきます。
本日は、諮問内容の体育施設等の使用料の改正等について答申をいただき、その後体育施設の使用料の減免割合の見直し等についてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。
ここで審議に入ります前に、委嘱書の交付をさせていただきたいと思っております。
(千國委員への委嘱)

それでは審議会を始めさせていただきます。会長からご挨拶をお願いいたします。
- 2 あいさつ
会 長 皆さま、こんにちは。
前々回第1回目の会議におきましては、事務局より体育施設等の使用料の改正等について諮問内容の説明を受けました。また、前回第2回目の会議では、事務局より改正案及び新総合体育館等についての説明を受け、皆さまからご意見を頂戴したところです。
本日は、2回に渡り熱心に議論をし、前回皆さんにご理解をいただいた体育施設等の使用料の改正について橋渡教育長に答申を申し上げるとともに、他の議題について議論を深めていきたいと考えております。
限られた時間ですが、みなさんのご協力をお願いいたします。一応終了は9時を目安に進めていけたらと思っております。宜しくお願いします。
- 部 長 ありがとうございます。配布が遅くなって申しわけございません。本日、前回11月9日の会議録を皆さまにお配りいたしました。
内容を確認していただき、訂正等ありましたら来週中に事務局までご連絡いただければと思います。

3 答申

部長 それではここで条例に基づき、橋渡教育長より諮問を受けました、体育施設等の使用料の改正につきまして、答申を赤羽会長よりお渡しさせていただきます。赤羽会長、よろしくお願
いします。

会長 答申書
安曇野市教育委員会教育長 橋渡 勝也様
平成30年10月22日付け30生第1497号で諮問のありました、安曇野市体育施設等の使用料の改正
について慎重に審議した結果、下記のとおり一部改正されるよう答申します。
施設使用料は消費税引き上げに伴い改定することとし、照明等の使用料は、新電力への切り
替え及びLED化による電気料の低減を考慮し据え置きとすること。
なお、使用料の詳細については別添のとおりとすること。
安曇野市スポーツ推進審議会 会長 赤羽高明

部長 ただいま、体育施設等の使用料の改正について答申をいただきました。
赤羽会長、古澤副会長をはじめ、委員の皆さまには御多忙のところ、それぞれ専門の
お立場から貴重な御意見を賜り、心より感謝申し上げます。
また、非常に短い期間ではありましたが、2回に渡り慎重にご審議いただきました。
誠にありがとうございました。
残りの審議事項につきましても、引き続きご審議をよろしくお願いいいたします。

教育長 一言お礼を申し上げます。大変短い期間に集中して議論していただきました。それぞれの立
場から様々なご意見を頂戴したと報告を受けておりますが、おかげさまで一定の方向を決め
ることができました。本当にありがとうございました。
(教育長退出)

委員 答申書の「新電力への切り替え及びLED化による電気料の低減を考慮し据え置きとする」と
いう内容は審議会の中で話し合ったことであったか。具体的には(電気量の低減が)どの程度
であって、この方向でいくという説明があったほうが良い。

課長 電気料については上げない方針で行くということを前回説明させていただいています。

部長 答申書の内容については第2回に審議していただいた内容のとおりということでご理解いた
だければと思います。

4 議題

(1) 新総合体育館の管理運営形態について

<新総合体育館の管理運営形態について事務局から説明>

<質疑>

委員 資料「管理体制比較」には光熱費や人件費などの比較はあるが、資料にあるもの以外でそれ
ぞれの管理運営形態でかかる費用を知りたい。直営であれば年間管理料不要、指定管理であ
れば、各費用を市と指定管理者どちらで負担するか決めていく、公共施設等運営権制度(PF
I)であれば、運営による収入やランニングコストについては運営権者でみるとし、建物の
賃貸料がかかるのかどうかなど。
また椅子・机、バレーの支柱、バスケットのゴールなどの設備や備品を更新する費用は、市
で負担するのか運営側で負担してもらうのかなど、各形態で異なるのかを知りたい。

課長 今回は大まかな資料で用意しており、細かいことまで回答している時間がありません。聞き
たいことを書いておいていただければ、今後の他市への聞き取りの際に参考にしていきま
す。

委員 PFIはあまり安曇野には馴染まない施設であるということだが、資料にある費用以外にはか
からないのか。例えば毎月50万体育館使用料を納めてもらうなどといったことはないの
ですか。

- 課長 PFIは本来建設建時から民間主導で行い、10年、20年にわたって任せるという制度ですが、すでに建設した体育館についても運営のみ任せるというやり方も新しくできています。今回の場合、建設は市で行いますが、その後の運営権を10年任せるので、修繕も含めて対応してもらい、市からお金を出さずにやってもらう契約を結ぶということが考えられます。一方指定管理はそこまではいかに市からお願いした指定管理料の中で運営していただき、企業努力の中で収益を得るといふものであります。ベースにある施設は市が管理することです。備品については、直営の場合は市で購入・更新することになります。指定管理の場合は、市の事業として行ってもらふ施設運営に関わるものについては市が支払いますが、例えば指定管理者が開催する教室など指定管理者の事業については市から費用を出すことはしません。
- 委員 市の直営で管理する場合はどの範囲まで管理するのか。新総合体育館は安曇野市のスポーツの拠点となる施設でなければいけない。市民が気軽にスポーツに取り組める場所として松本市のようにスポーツ教室を開催していく必要があるが、そもそも建物のレイアウトが直営でいろいろできるようになっていない。提言等で設備内容が縮小されてしまったこともあるが、直営でやっていくことは考えていないのではないのか。正直にどう考えているのか。
- 部長 現在、そこまで詳細に想定できておりません。ただ、指定管理に出している施設は多数あり、市が直接運営するよりも専門的な知識やノウハウをもつ企業が運営するほうがよいこともあります。プールを例に出すと、直営の場合職員が常に駐在し安全確保のために見張るくらいのことしかしません。しかし、現在の穂高プールの指定管理者はフクシ・エンタープライズという会社が請けていますが、専門的な社員がおり必要な知識を習得しており、集客という面でも最新のノウハウをもって運営しています。あくまで個人的な考えの段階ではありますが、新総合体育館についても指定管理が導入できれば、既存の体育施設も含めて専門的な知識を持つ企業にスポーツ教室等を企画していただくことも考えられるのではと思っており、指定管理での運営管理を導入することが一つの手段かと考えています。
- 委員 ハード面の施設管理については指定管理を導入してもいいと思いますが、ソフト面でスポーツ振興計画ふまえ、新しい体育館をどうやって活用していくのかをきちんと検討しないと、体育館を建設するだけになってしまうと思います。
- 委員 第2次スポーツ推進計画の策定に携わりましたが、計画では手作りで安曇野のスポーツを盛り上げていこうとするような構想であったと考えています。しかし現在はハード面の議論ばかり進んでしまっていて、ソフト面に関して夢がない状況になってしまっていると感じます。ハード面についても、特にトレーニングルームはあまりにもおざなりで、こんなに良い体育館なのにと不満があります。市議会の提言にがっかりしています。苦勞されるのは行政の方ですが、行政側がもっと強烈に取り組んでくれれば、我々も一生懸命手伝いましょうという気持ちになると思います。(直営では)関わることのできる職員に限られるということですが、それであれば関わる人を増やす努力をすることが、ボトムアップにつながるのではないかと考えます。陳情をうのみにするのではなく、それを踏まえて考える必要があります。やはりトレーニング施設は必要でないかと考えます。都内では要介護の方のリハビリ施設としてトレーニングルームが使われているところがあります。長野県は特に高齢化しており、要介護の方でも使えるような施設にしていく必要がある。普段スポーツをする人だけでなく、どんな方でも使える施設にするべきだし、道具がなければつまらないし、何かがなければ行く気にはならない。ソフト面でもっと手厚くケアができるという体制を作っていないと、他の市町村と比較して安曇野市の存在は消えて行ってしまうと思います。どうしたらより良い施設ができるのか運営ができるのか、考えてもらいたいと思います。
- 委員 議会の提言をみるとハード面と財政面ばかり気にしているように感じる。施設の運営管理法や減免のことなど様々な議論をしていくが、何のために結論を出すのかを考えて議論をしていかないと、違った要素に流されてしまうと感じた。

(2) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し

＜安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて事務局から説明＞
＜質疑＞

- 委員 市外大会と市内大会の区分けについて説明いただきたい。
主催、共催に市外の団体が入った場合が市外大会なのか？
主催・共催ではなく後援・運営協力を市内の団体が行っているような場合は市外大会として扱っていいと思うが、市内の団体が主催・共催している大会であれば市内大会と解釈してよいと私は考える。
また、参加費の使途については施設使用料について徴収しているわけではなく、他の目的にも使用しており、減免が無くなると参加費を値上げしなければならない。
- 委員 大会参加費に施設使用料が含まれるのは当たり前のことではないのか。
- 部長 強化目的の練習試合については参加料を徴収しないので減免にするが、参加費を徴収する大会については減免をしないと判断する。
- 委員 参加費の徴収の有無はどのように把握するのか。
- 課長 予約時に大会の要綱を提出していただいているので把握が可能です。
また、安曇野市は減免があるが減免のない市町村で開催する場合は参加料に施設使用料が含まれるのだから同様に解釈していただきたい。これまで減免を受けていた場合は参加費があることになるかもしれません。
- 委員 どんな大会も施設使用料でない費用（消耗品購入費など）がかかってくるものである。参加費を取る大会について、その参加費が施設使用料を含めた金額なのかという内訳まで精査しなければいけないのではないか。
- 委員 大会を開催するにあたり、減免のあるなしに関わらず諸所の費用を含めた大会運営費として参加費を算定している。他の自治体で施設使用料の減免がなくとも参加費は概ね同額で徴収されている。収支がプラスになる大会もあれば、ジュニアの強化練習など参加者から費用を取らない（＝マイナスになる）事業もあり、個々の大会で完結する話ではない。よって個々の大会について参加費の有無や内訳について細かく見て、減免を適用するかどうか判断するのはどうかと思う。逆に参加費を取らない大会があるのか。
- 委員 大会参加費というところにこだわってしまうと区分が大変難しくなってしまう。
市外大会の定義について市内の団体が主催、共催する大会については市内大会としそれ以外を市外大会とすればよいのではないのか。
- 委員 その内容だと市内大会に市外の団体が含まれるため市内と市外の団体で受益が同じになり、制度としておかしいのではないのか。
- 委員 市外のチームが安曇野市のチームのために参加する場合もあるので、やはり主催がどこかということで判断するのがいいのではないのか。主催が市内の団体なのであれば、安曇野市のためになるので市内大会とし、市外の団体が安曇野市の体育館を使ってやる大会であれば市内の団体の参加があるにしろ、市外大会で減免無しというのがはっきりするのではないのか。
- 委員 安曇野市スポーツ少年団は長野県スポーツ少年団の下部組織であり、地元の単位団が会場を取って大会をやることもあるが、それはどういう扱いになるのか。名目的には県の大会であるが、運営は安曇野市スポーツ少年団でやる場合がある。
- 委員 大会運営費等が安曇野市スポーツ少年団の持ち出しでないのなら市外大会ということではないのか。
- 委員 安曇野市の団体が主催する大会について、市内の団体だけでなく市外の強豪チームが大会に

加わることにより、市内のチームの強化として非常に有益である。そのため、育成目的の大会で市外の団体が1チームでも参加する場合は市外大会として扱うというのは考え直したほうがいいのでは。

課長 市外、市内の取り決めについては、この場で協議して決定していただきたい。
他の自治体の例では地元住民が利用する場合は使用料が安く設定している自治体もある。

委員 高校の大会の取り扱いについてはどのようになるのか。

事務局 説明が不足しておりましたが、資料に記載のとおりとなります。

委員 市外大会、市内大会の線引きが参加料の徴収の有無で画一的な線引きは難しいと思う、先ほど申し上げたとおり市外大会の定義について市内の団体が主催、共催する大会については市内大会としそれ以外を市外大会とすればよいのではないかと思います。

事務局 今回、提出した減免割合については、前回提示した『体育施設使用料に関する受益者負担の基本方針』に基づき需要額を算出し、その二分の一を使用料で賄えるよう減免割合を設定している。
減免割合を上げるところがあると、他の区分で減免割合を下げなければならないのでそれを踏まえて議論いただきたい。

委員 前回提出された『体育施設使用料に関する受益者負担の基本方針』では需用費を使用料で賄うために減免を減らすという印象を受けた。体育施設は特定の使用者だけでなく市民全員が利用するのだから市の政策として需用費の予算については一般財源で賄うべきではないのか。

部長 体育施設は市民全員の方が使うわけではないので、ある程度受益者負担をして頂きたいという考えの中で見直しを検討しています。

委員 表現の仕方に疑問があります。市民に分かりやすく伝えるには、「皆さんに使用料を負担してもらいますが、市の施策の一環としてスポーツを推進するという立場で、この団体については100%減免します、減免基準を見直します」という言い方にしないと納得できない。

委員 いただいた資料の『体育施設使用料に関する受益者負担の基本方針』の内容については基本的に賛成ですが、まずこの維持管理費の費用を算出して、使用料の見直しをするのであると解釈していたが、先ほどの答申のとおり使用料については消費税改定に伴う値上げで結論づけたが、これから建設する新体育館についてはぜひしっかりとした算定根拠を決めて使用料を決めていかなければならない。
そうしなければ市民の同意が得られないと考えますのでぜひお願いしたい。

課長 現在塩尻市が新体育館を建設中で、使用料についても安曇野市同様に需用費を算定して算出しているようですが、なかなか難しいようです。
ご提案のとおり先進自治体に問い合わせこれから算定の根拠を決めていきたいと考えます。

委員 『体育施設使用料に関する受益者負担の基本方針』で記載している受益者負担の考え方や、割合については他の自治体を鑑みても適正なものであると思います。

部長 共催というと範囲が広がってしまうのではないかと思いますがいかがか。

委員 後援はまた別だが、共催というと運営を2つ以上の団体で分担し合って開催するイメージなので、主催と同じ扱いでいいのではないか。

委員 市外大会、市内大会の区分けについて話を戻すが、『市内の団体が主催し、市内の団体の育

成に寄与する大会については市内大会とする』といった趣旨で定めてはいかがか。

事務局 原則的に大会は全て市内の団体が主催しているので、参加費徴収の有無で分けさせていただけはないか。

委員 参加費の徴収の有無での線引きは難しい。

会長 市内、市外関係なく市内の団体が主催大会であれば市内大会とするということによろしいでしょうか。(一同同意)
では以上で終了とします。
以上をもちまして第三回スポーツ推進審議会を終了します。